

# 札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

〔平成5年3月29日〕  
環境局長決裁

改正 平成6年3月30日  
改正 平成9年3月21日  
改正 平成9年4月14日  
改正 平成10年5月7日  
改正 平成18年5月18日  
改正 平成19年7月2日  
改正 平成21年3月18日  
改正 平成29年12月12日  
改正 令和2年6月29日

## (目的)

第1条 この要綱は、家庭用合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (3) 補助対象地域 下水道法(昭和33年法律第79条)第4条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
- (4) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で店舗等を併設した住宅(非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満)も含む。

## (補助金の交付)

第3条 市は、市長の定める補助対象地域内において、次の各号に掲げる合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 専用住宅から排出される汚水を処理するために設置する浄化槽であること。
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員が10人以下で、設置する浄化槽の規模が10人槽以下であること。
- (3) 「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」(平成4年12月1日施行)に基づく全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者。
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。

- (3) 事業の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者。ただし、居住の目的で当該専用住宅を購入した者は、補助金の対象者となることができる。
- (4) 他の関係法令に違反している者
- (5) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者  
(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額とする。

- 2 補助対象となる事業費は、浄化槽本体(付帯設備を含む)費用、設置及び配管(当該浄化槽への排水導入及び処理水放流にかかるものであって、建築物の外部で敷地内の範囲のもの)工事に要する費用(以下「補助対象事業費」という。)とする。
- 3 補助対象事業費が補助金額に満たない場合は、その満たない額に相当する分を補助金額から減ずる。  
(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (3) 設置された浄化槽が浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査を受け、その結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合であって、それが施工業者の責に帰すべき事由によるときは、施工業者がその設置工事の追完請求等に応じる責任を負うことを明確にした工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽工事費内訳書(見積)(第2号様式)
- (5) 登録証写し(合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領に基づくもの)
- (6) 登録浄化槽管理票(C票)
- (7) その他、市長が必要と認める書類  
(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(第4号様式)によりそれぞれ通知する。  
(変更承認申請書等)

第7条 第6条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第6条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。  
(完了報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る設置工事完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（3月31日）のいずれか早い日までに、完了報告書（第6号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書（第7号様式）
- (3) 施工状況確認表（第8号様式）
- (4) 浄化槽工事費内訳書（実績）（第9号様式）
- (5) 施工中の写真
  - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
  - イ 基礎工事の状況を示す写真
  - ウ 据付工事の状況を示す写真
  - エ かさ上げの状況を示す写真
  - オ 浄化槽本体（型式のわかる）の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（交付額の確定等）

第9条 市長は、第8条の規定により提出された完了報告書を審査し、設置工事の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第10号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

第10条 削除

（補助金交付の取消）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき  
（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（工事状況の現場確認）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規定（昭和36年訓令第24号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月14日）

この要綱は、平成9年4月14日から施行する。

附 則（平成10年5月7日）

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

附 則（平成18年5月18日）

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成19年7月2日）

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（令和2年6月29日）

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

## 別表1

1. 人槽区分	2. 限度額
5 人槽	826,000円
6～7 人槽	1,076,000円
8～10 人槽	1,192,000円